

# 資 料 編



# 目次

資料1 環境を取り巻く社会動向	1
1-1 国際的な動向	1
(1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)	1
(2) パリ協定	2
1-2 国内の動向	2
(1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏	2
(2) 循環型社会形成推進基本計画	4
(3) 食品ロス削減推進法	6
(4) プラスチック資源循環法	6
(5) 国内における温暖化対策の動き	7
資料2 地域の概況	8
2-1 人口	8
2-2 産業	9
資料3 廃棄物処理の概要	13
3-1 一般廃棄物	13
(1) ごみの処理	13
(2) し尿の処理	27
3-2 産業廃棄物	31
(1) 産業廃棄物の処理	31
(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況	42
(3) 産業廃棄物処理施設の状況	45
(4) 産業廃棄物の広域移動状況	47
3-3 廃棄物排出量の内訳	49
3-4 大阪湾フェニックス計画	50
(1) 大阪湾フェニックス計画の目的	50
(2) 大阪湾フェニックス計画の主な経緯	50
(3) 現況等	50
(4) 奈良県からの廃棄物の大阪湾フェニックスセンター埋立処分場への搬入状況	51
3-5 不法投棄等の状況	52
3-6 廃棄物処理における脱炭素化の現状	53
3-7 産業廃棄物税の用途	54
資料4 将来予測の推計手法及び推計結果	55
4-1 一般廃棄物	55
(1) 人口の推計	55
(2) 一般廃棄物(ごみ)排出量の推計	56
4-2 産業廃棄物	58
資料5 下水道普及率の推移	60
資料6 用語解説	61



## 資料1 環境を取り巻く社会動向

近年、国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化し続けています。パリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが進み始めています。この間、資源循環分野においては、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法等の法整備も進められてきました。

国連総会で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方に基づく取組が浸透しつつあります。国の第五次環境基本計画では、「SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する。各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱する」として、地域の活力が最大限に発揮される地域循環共生圏の取組がスタートしました。

令和2年10月には、政府が2050年カーボンニュートラルを宣言し、経済と環境の好循環による「グリーン社会の実現」に向けて、大きく舵が切られています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、新たなライフスタイル、ビジネススタイルへの転換が進みつつあり、人々の行動や製品・サービスの提供などにおいて、新しい動きが生まれました。さらに、経済を、気候変動対策等を進めることにより持続可能な経済社会を実現する「グリーンリカバリー」の取組が進められています。

### 1-1 国際的な動向

#### (1) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

平成27年の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは2016年から2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

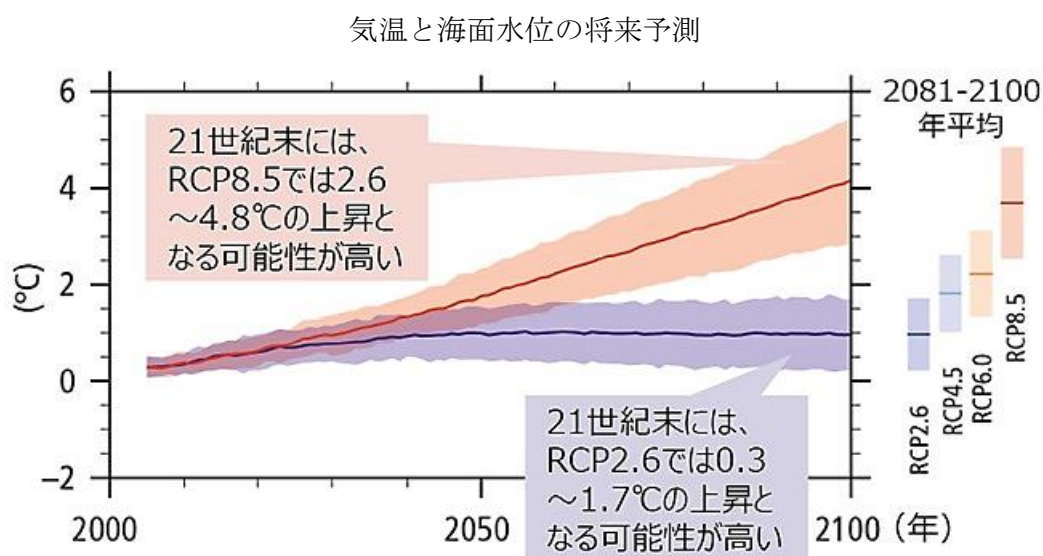


出典：JAPAN SDGs Action Platform（外務省ホームページ）

## (2) パリ協定

平成 27 年に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成 30 年の IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）特別報告書において、持続可能であるためには、2050 年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を 1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。



出典：環境省資料（IPCC 第 5 次評価報告書 統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成）

## 1-2 国内の動向

### (1) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画は、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画として平成 30 年 4 月に閣議決定され、SDGs の考え方も活用しながら経済・社会・環境の統合的向上を具体化する分野横断的な 6 つの「重点戦略」が設定されています。また、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。

# 第五次環境基本計画の概要



## 環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- 答申を踏まえ、平成30年4月17日に**第五次環境基本計画を閣議決定**。

## 現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に連関・複雑化**
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点**ともいえる国際的潮流

## 持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
  - 環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
  - 将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用**
  - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「**地域循環共生圏**」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**
  - これらを通じて、**持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）**を目指す

## 施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として掘るぎなく着実に推進

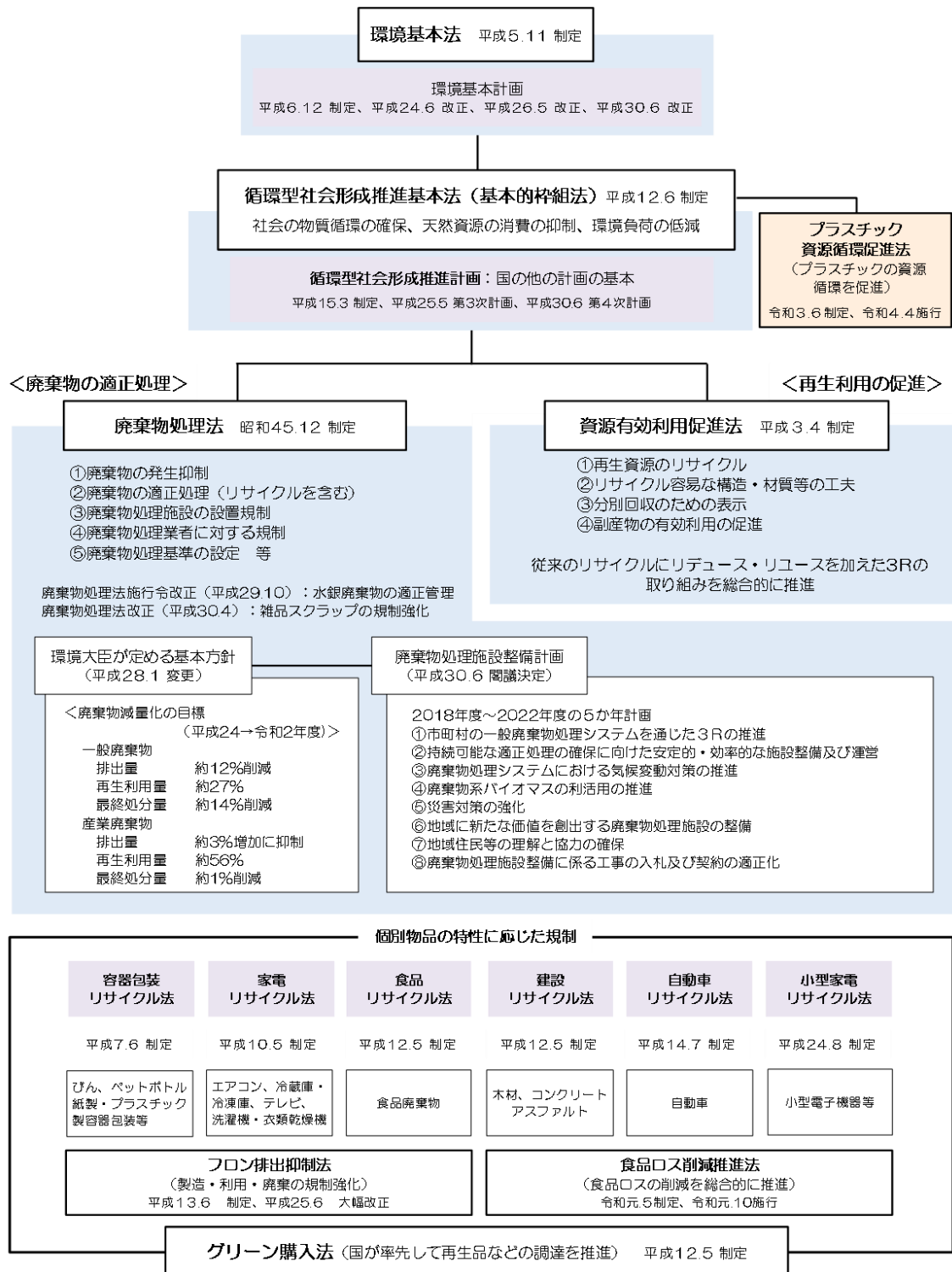


出典：第五次環境基本計画の概要（平成30年4月、環境省）

## (2) 循環型社会形成推進基本計画

環境基本法の基本理念のもと、平成13年1月に完全施行された循環型社会形成推進基本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に向けた法体系の整備が進められてきました。令和元年には食品ロス削減推進法、令和3年にはプラスチック資源循環法が制定され、循環型社会形成に向けた活動が強化されています。

### 循環型社会を形成するための法体系



出典：環境省資料を編集



循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生の3点が示されました。

### 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																														
<p>持続可能な社会づくりの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上</li> </ul>																														
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の資源生産性向上</li> <li>✓ 生物多様性の確保</li> <li>✓ 低炭素化</li> <li>✓ 地域の活性化</li> <li>✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul>	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」</li> </ul>	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）</li> <li>✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）</li> <li>✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生</li> </ul>	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）</li> </ul>	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> </ul>																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成</li> <li>✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会</li> </ul>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49（+102%）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18（+8ポイント）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47（+11ポイント）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13（▲77%）</td> <td>（ ）内は2000年度比</td> </tr> </tbody> </table>							2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）		入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）		出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）		最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）
	2000年度	2015年度	2025年度目標																											
資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）																											
入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）																											
最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）	（ ）内は2000年度比																										
目標値	<p>持続可能な社会づくりの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域循環共生圏の形成</li> <li>○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価</li> <li>○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用</li> <li>○ 廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進</li> <li>○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>																													
	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の掘り起こし</li> <li>・ 実現可能性調査への支援</li> </ul> </li> <li>○ コンパクトで強靱なまちづくり</li> <li>○ バイオマスの地域内での利活用</li> </ul>	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進</li> <li>○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価</li> <li>○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック戦略</li> <li>・ バイオマス</li> <li>・ 金属（都市鉱山の活用）</li> <li>・ 土石・建設材料</li> <li>・ 太陽光発電設備</li> <li>・ おむつリサイクル</li> </ul> </li> </ul>	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的・効率的な処理体制</li> <li>・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設</li> <li>・ 環境産業全体の健全化・振興</li> </ul> </li> <li>○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>・ 空き家・空き店舗対策</li> </ul> </li> <li>○ 東日本大震災からの環境再生</li> </ul>	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画</li> <li>・ 国民へ情報発信、コミュニケーション</li> </ul> </li> <li>○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ブロック協議会</li> <li>・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催</li> </ul> </li> <li>○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ D.Waste-Netの体制強化</li> <li>・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設</li> <li>・ IT等最新技術の活用</li> </ul> </li> </ul>	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル</li> <li>・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進</li> </ul> </li> <li>○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開</li> <li>・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援</li> </ul> </li> </ul>																									
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子マニフェストを含む情報の活用</li> <li>○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）</li> <li>○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）</li> </ul>																													

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（平成30年6月、環境省）

### (3) 食品ロス削減推進法

多量の食品ロスの発生が、国内外で大きな課題となっています。令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

国は2030年度半減（2000年度比）を目標としています。全国の食品ロスの発生量は、令和2年度に522万トンと推計されており、より一層食品ロスの発生を抑制していく必要があります。

食品ロスの発生量の推移



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移（令和4（2022）年6月、環境省）

### (4) プラスチック資源循環法

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和4年4月からプラスチック資源循環法が施行されました。同法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるよう求めています。

プラスチック資源循環法の概要

設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> 容リ法ルートを活用した再商品化 <b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> 自主回収・再資源化する計画 <b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> 判断基準・再資源化計画の策定

出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（環境省）より抜粋

## (5) 国内における温暖化対策の動き

平成 27 年に採択された「パリ協定」を受け、平成 28 年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030 年度において温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26.0%減の水準にすることを目標としました。

その後、令和 2 年 10 月に、政府は 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）にし、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。目標の大幅な前倒しや地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップの策定等の取組が進んだことを踏まえて、令和 3 年 10 月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を見直し、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示しました。

### パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要

#### パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要①

> パリ協定の規定に基づき策定  
 > 2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す

**<基本的な考え方>**  
 地球温暖化対策は**経済成長の制約ではなく**、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と**力強い成長を生み出す**、その**鍵となるもの**。

**<各分野のビジョンと対策・施策の方向性>**

<p><b>エネルギー：</b> 再エネ最優先原則 徹底した省エネ 電源の脱炭素化/可能なものは電化 水素、アンモニア、原子力などあらゆる 選択肢を追求</p>	<p><b>運輸：</b> 2035年乗用車新車は電動車100% 電動車と社会システムの連携・融合</p>
<p><b>産業：</b> 徹底した省エネ 熱や製造プロセスの脱炭素化</p>	<p><b>地域・くらし：</b> 地域課題の解決・強靱で活力ある社会 地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ ルギーを作って消費</p>
<p><b>吸収源対策</b> 森林吸収源対策やDACCS (Direct Air Capture with Carbon Storage) の活用</p>	

#### パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要②

分野を超えて重点的に取り組む横断的施策

<p><b>イノベーションの推進</b></p> <p>技術創出とその実用化・普及のための後押し</p>	<p><b>グリーン・ファイナンスの推進</b></p> <p>資金の呼び込み、地域金融機関の後押し</p>	<p><b>ビジネス主導の国際展開・国際協力</b></p> <p>環境性能の高い技術・製品等の国際展開で世界に貢献</p>	<p><b>予算</b></p> <p>2兆円基金により研究開発・社会実装を継続的に支援</p>
<p><b>税制</b></p> <p>民間投資を喚起し取組を促進</p>	<p><b>規制改革・標準化</b></p> <p>需要創出と民間投資の拡大</p>	<p><b>成長に資するカーボンプライシング</b></p> <p>成長に資するものについて躊躇なく取り組む</p>	
<p><b>人材育成</b></p> <p>環境教育やイノベーションのための人材育成</p>	<p><b>適応との一体的な推進</b></p> <p>車の高輪である緩和策と適応策を一体的に推進</p>	<p><b>政府・地方公共団体の率先的取組</b></p> <p>庁舎などに太陽光最大限導入、新築のZEB化などを進める</p>	<p><b>科学的知見の充実</b></p> <p>観測を含む調査研究の推進とその基盤の充実</p>

2

出典：環境省資料

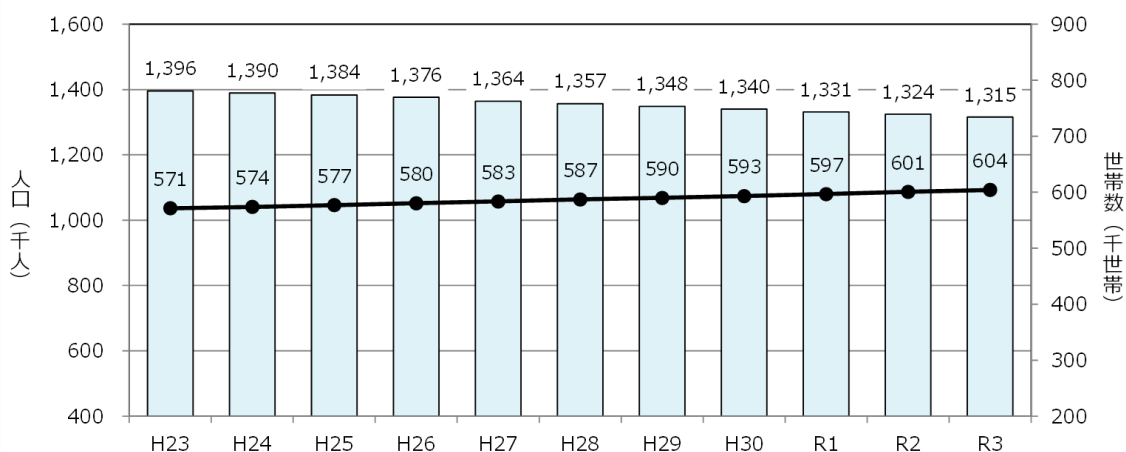
## 資料2 地域の概況

### 2-1 人口

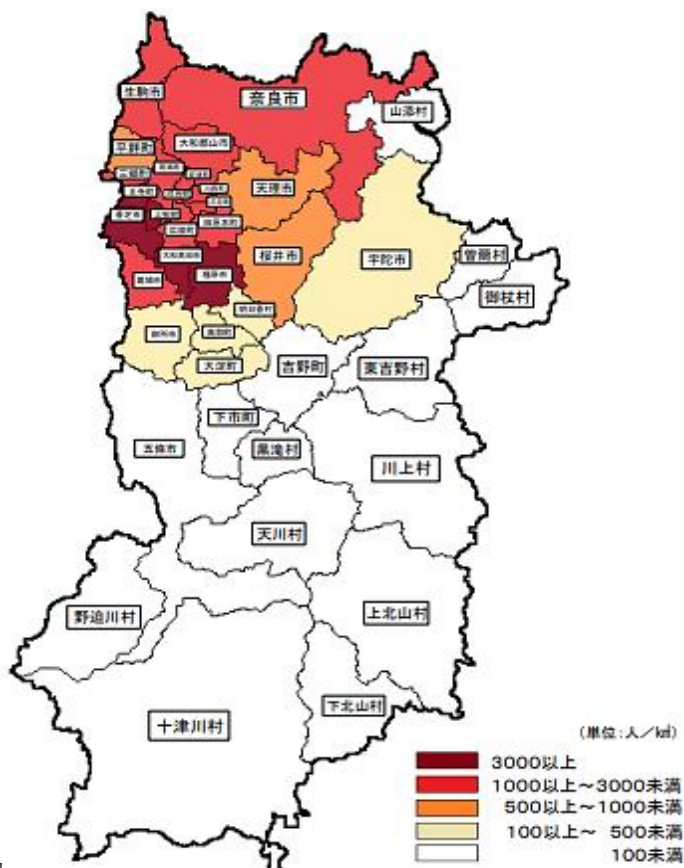
本県の総人口は、1,315千人（令和3年10月1日現在・奈良県推計人口）で、平成11年の1,449千人をピークに減少傾向が続いており、この10年間で5.8%減少（全国は10年間で1.8%減少）しています。

人口密度は1平方キロメートルあたり約356人となっており、県の人口を市部、郡部別で見ると、市部1,044千人、郡部271千人で、市部が全体の約79%を占めており、県北西部に人口が集中しています。

人口及び世帯数の推移



市町村別の人口密度（令和3年10月1日）

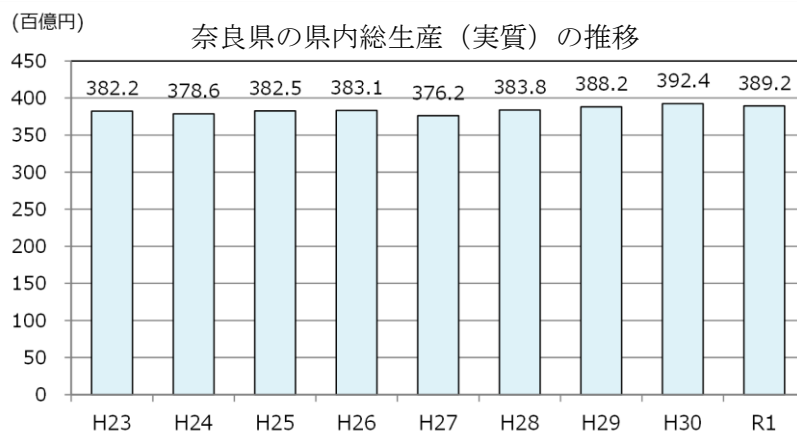


出典：奈良県推計人口年報

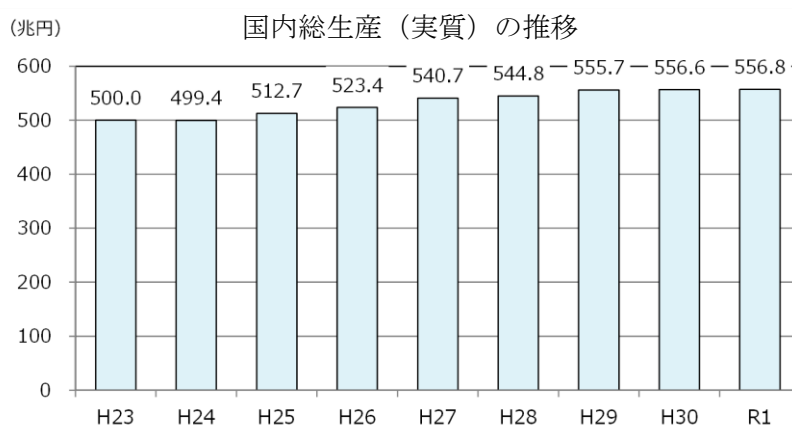
## 2-2 産業

### ○県内総生産

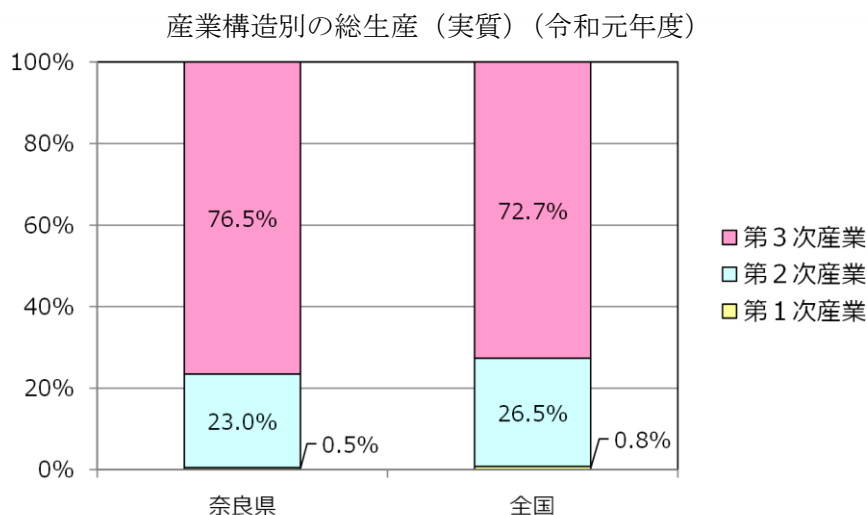
令和元年度の県内総生産（実質）は約3兆8900億円で概ね横ばいとなっています。本県の総生産が全国に占める割合は約0.7%であり、また、本県と国を産業構造別に比較すると、本県は第1次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。



出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成27暦年連鎖価格－（内閣府）



出典：国内総生産勘定（内閣府）

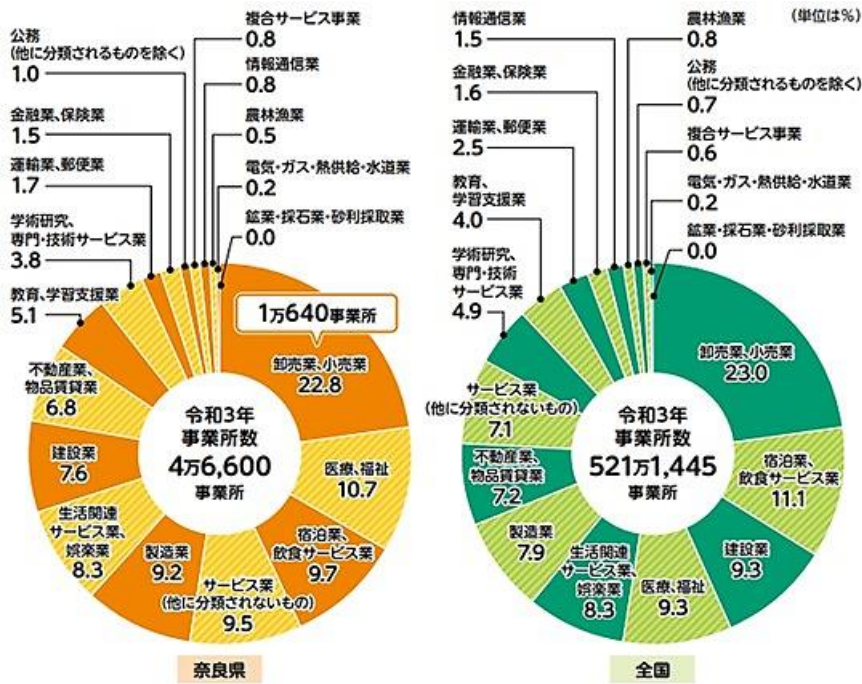


出典：経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成27暦年連鎖価格－（内閣府）

## ○業種別の事業所数と従業者数

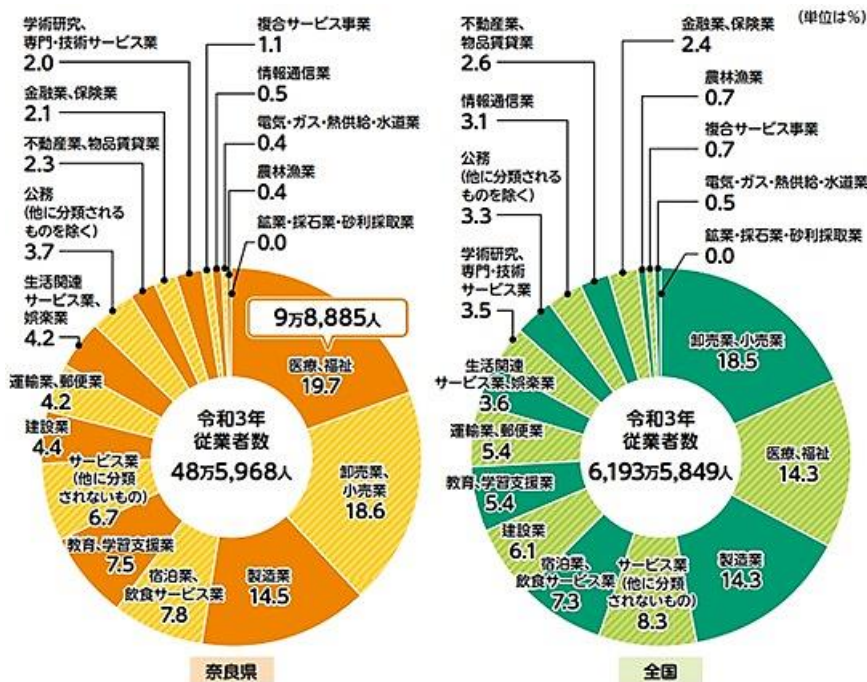
事業所数を業種別にみると、卸売業、小売業が22.8%で最も多く、次いで、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業となっています。従業者数を業種別にみると、医療・福祉が19.7%で最も多く、次いで、卸売業・小売業、製造業となっています。

業種別事業所数の分布（令和3年度）



※四捨五入の関係で、端数において一致しない場合がある。

業種別従業者数の分布（令和3年度）

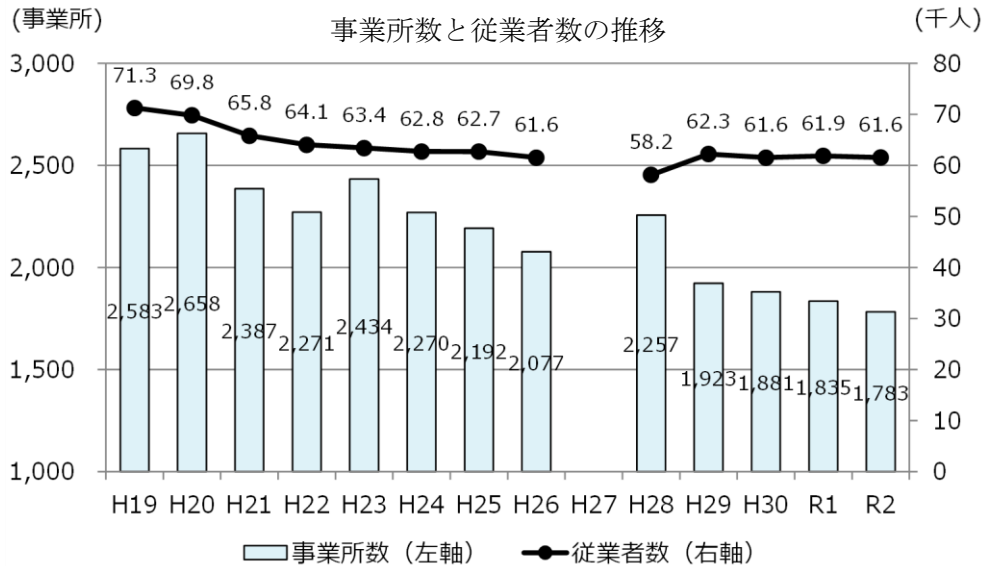


※四捨五入の関係で、端数において一致しない場合がある。

出典：「奈良県のすがた 2022（令和4年度版）」

## ○製造業の主要指標

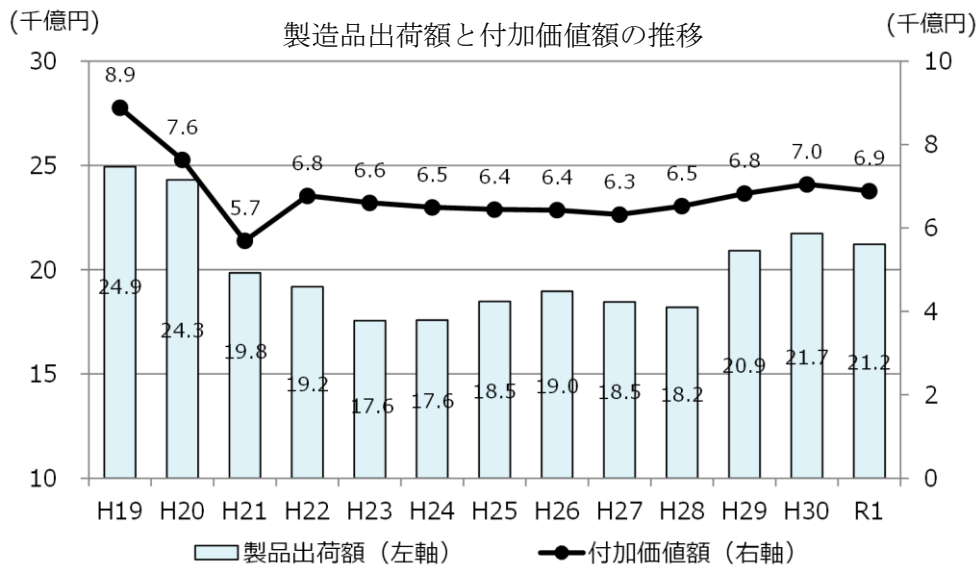
製造業の主要4指標の推移をみると、事業所数と従業者数は減少傾向にあります。令和2年の事業所数は1,783事業所、従業員数は61,560人です。製造品出荷額等は、平成20年のリーマンショックを機に、平成23年にかけて大きく減少し、その後は微増・微減のち、平成29年に大きく増加しています。付加価値額は平成23年以降は微減傾向でしたが、平成28年から微増傾向に転じました。令和元年の製造品出荷額等は約2兆1,224億円で、この10年間で約7%増加しましたが、ピーク時の平成19年と比較すると約15%減少しています。



出典：工業統計調査（経済産業省）

注1）H27は経済センサス活動調査のため工業統計調査は実施されていない。

注2）工業統計調査は各年12月末現在の従業者4人以上の事業所が対象で、臨時雇用者を含めていない。また、事業所が工場の管理・運営のみを行っている場合は調査対象外となっている（経済センサスは事業所としてカウント）。

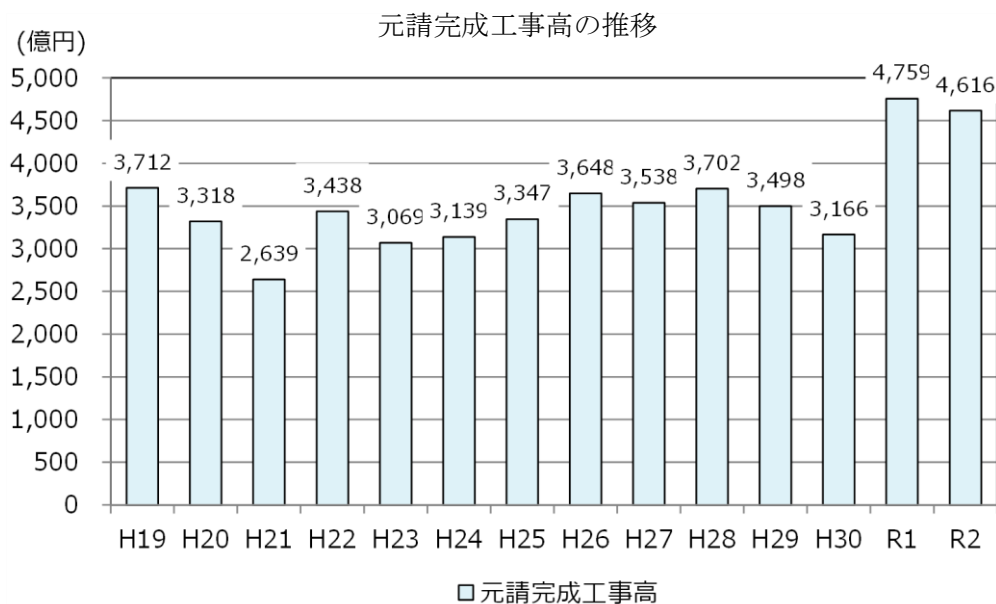


出典：工業統計調査（経済産業省）

注）H27はH28経済センサスの調査結果から工業統計と同等の基準で集計されている。

## ○元請完成工事高

令和2年度の元請完成工事高は約4,616億円で、この10年間で約34%増加しています。



出典：建設工事施工統計調査報告（国土交通省）



### 資料3 廃棄物処理の概要

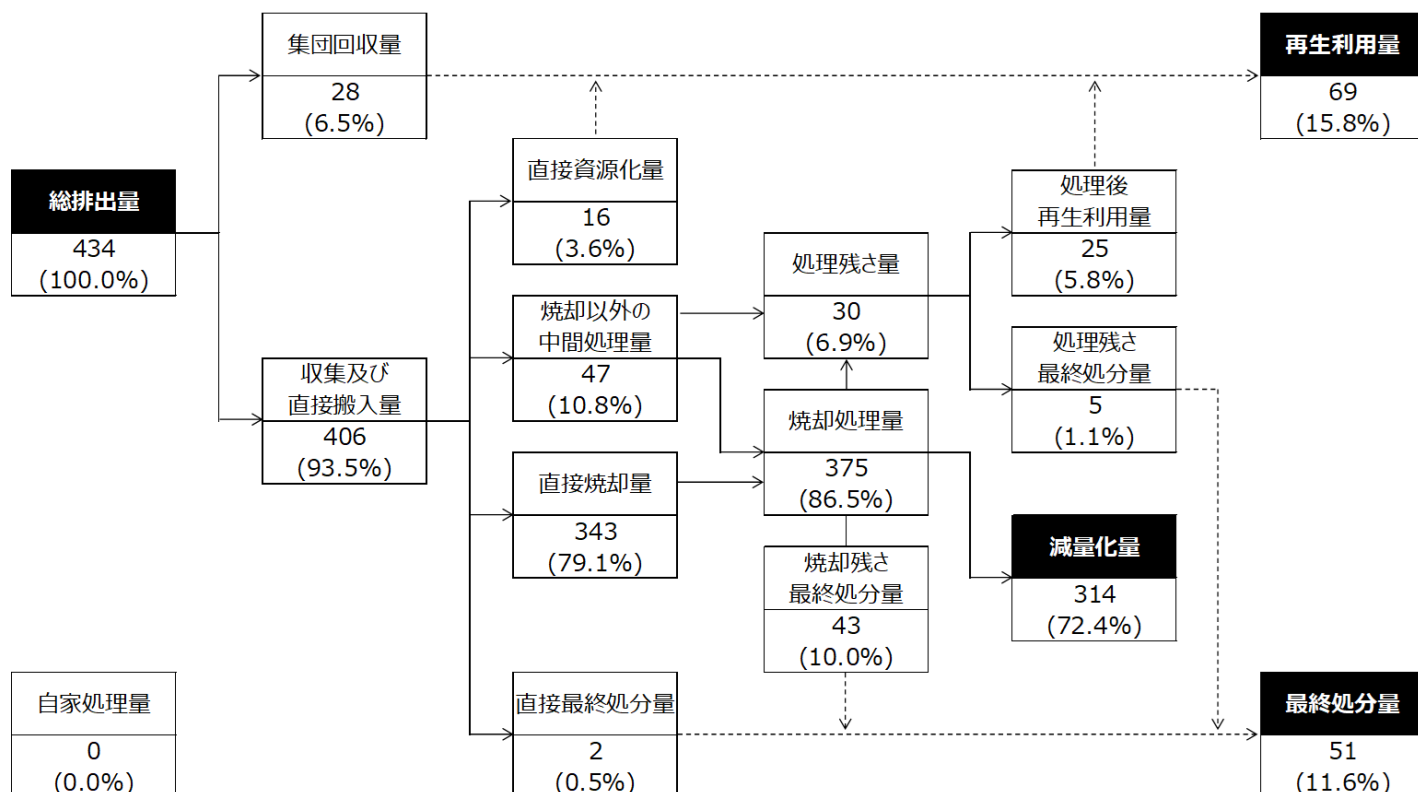
#### 3-1 一般廃棄物

##### (1) ごみの処理

令和2年度の県内のごみ排出量及び処理量は下図のとおりです。ごみ総排出量は434千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は25千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は69千トン（リサイクル率：15.8%）となっています。また、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は51千トン（排出量の11.6%）となっています。

県内のごみ排出量及び処理量（令和2年度実績）

（単位：千トン）



注1) 減量化量＝収集及び直接搬入量－直接資源化量－中間処理後再生利用量－最終処分量

注2) 再生利用率＝(直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量)÷総排出量×100

注3) ( )は総排出量に対する割合を示す。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

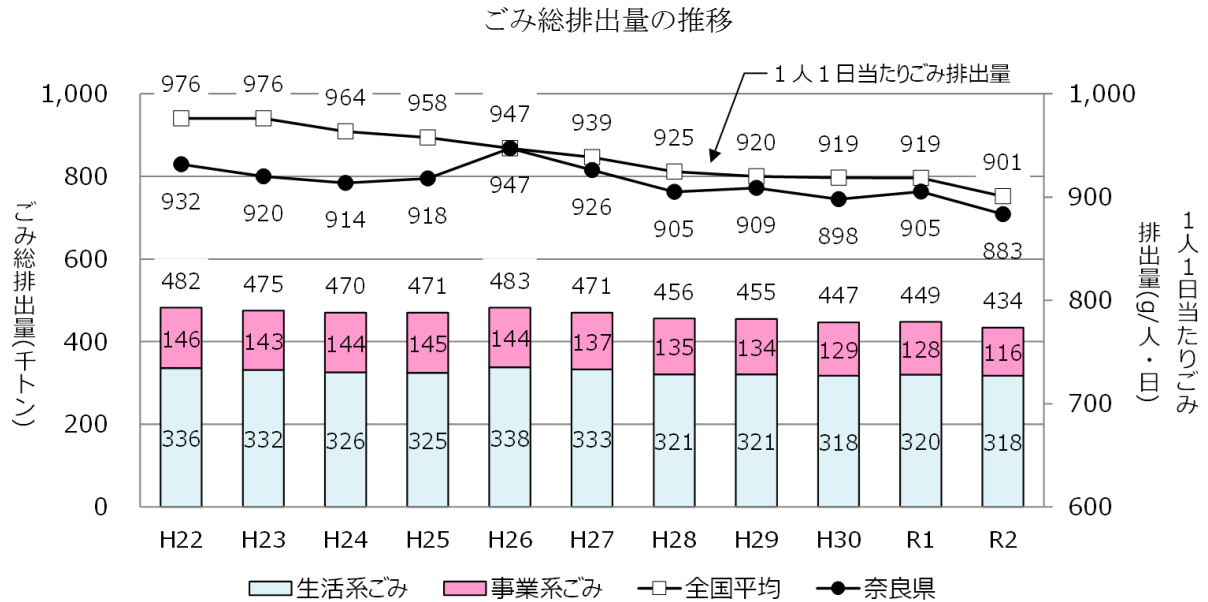
#### ◆一般廃棄物の実績及び目標

指標	単位	平成22年度 実績	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和4年度 推計	令和9年度 目標
排出量	千トン	482	471	434	426	391
再生利用率	%	14.4	15.5	15.8	16.6	19.3
最終処分量	千トン	64	61	51	49	43

### ① ごみの排出状況

令和2年度の奈良県におけるごみの排出量は434千トンで、この10年で約10%減少しています。この内、生活系ごみの排出量は318千トンで、この10年間で約5%減少しており、事業系ごみの排出量は116千トンで、この10年間で約21%減少しています。

また、一人一日当たりの排出量は883g/人・日で、この10年間で約5%減少しています。



注) 生活系ごみには集団回収量を含む

(単位: t)

項目 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
ごみ排出量	計画収集量	400,572	398,309	395,924	398,206	397,358	392,425	382,499	379,489	371,297	373,718	359,356
	直接搬入量	55,268	52,600	52,504	48,471	49,217	43,126	39,942	40,610	41,576	42,426	46,433
	自家処理量	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ搬入量	455,840	450,909	448,428	446,685	446,575	435,551	422,441	420,099	412,873	416,144	405,789
	集団回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	合計	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
	生活系ごみ (計画収集)	310,152	308,092	304,071	301,416	302,257	298,256	287,238	286,283	283,656	287,699	290,127
	集団回収	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
	生活系ごみ (集団回収含む)	336,207	332,478	325,697	325,240	338,391	333,422	321,070	321,387	317,519	320,390	318,250
	事業系ごみ	145,688	142,817	144,357	145,261	144,318	137,295	135,203	133,816	129,217	128,445	115,662
	一人一日当たりの排出量 (g/人・日)	932	920	914	918	947	926	905	909	898	905	883
	指数 (H22=100)	(100)	(99)	(98)	(99)	(102)	(99)	(97)	(98)	(96)	(97)	(95)
生活系ごみ	650	644	633	634	664	656	637	642	638	646	648	
下段: 集団回収除く	600	596	591	588	593	587	570	572	570	580	591	
事業系ごみ	282	276	281	283	283	270	268	267	260	259	235	
人口	総人口 (人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809
	計画収集人口 (人)	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809
	自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典: 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

注1) 千未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある (以下資料編で用いる表において同じ)。

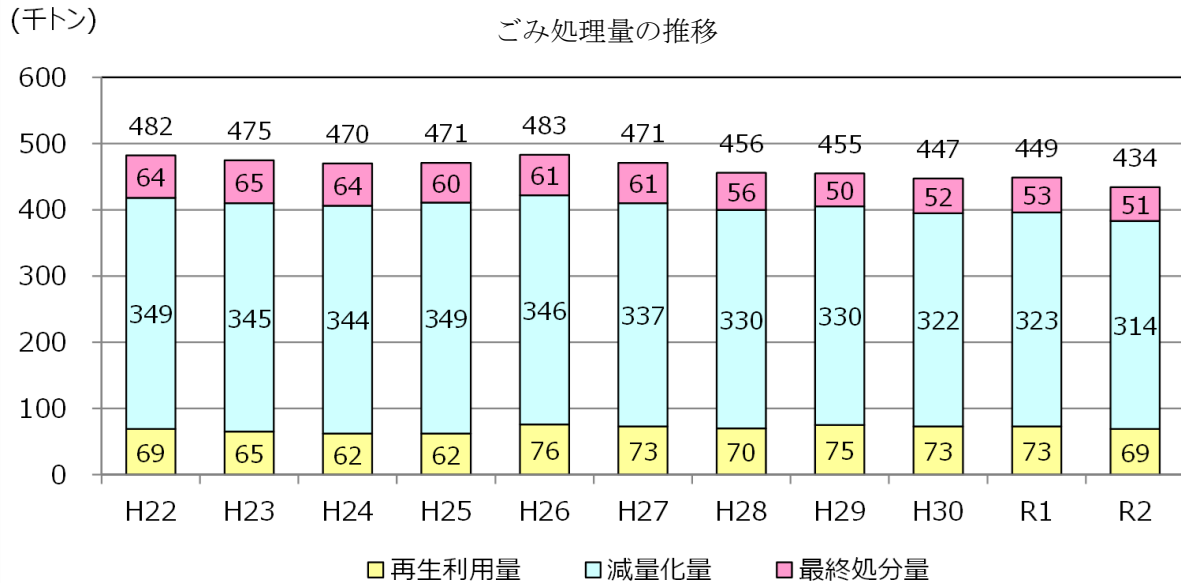
注2) 集団回収量: 市町村が把握した集団回収量

注3) 一人一日当たりの排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 又は 366 日 × 10<sup>6</sup>

## ② ごみ処理の状況

ごみ処理量の推移は、下図及び表のとおりです。排出量の減少に伴い、処理量も全体的に減少傾向にあります。なお、平成26年度と27年度については、一部推計値を含むため、他の年度よりも多くなっています。再生利用量はこの数年は横ばいとなっています。最終処分量については、長期的には減少傾向にあります。

可燃ごみの組成（次ページ図のとおり）をみると、奈良県は、紙・布類が44.9%で最も多く、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が26.3%、厨芥（ちゅうかい）類が10.6%等となっています。



(単位：t)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912
中間処理量 (計)	449,545	434,629	425,134	431,493	429,308	419,348	408,495	401,466	393,966	396,871	390,206
中間処理量 (焼却以外)	53,605	53,285	50,794	52,746	46,361	50,613	44,748	40,238	40,674	42,437	47,065
直接焼却量	381,283	381,344	374,340	378,747	382,947	368,735	363,747	361,228	353,292	354,434	343,141
中間処理後焼却量	14,657	15,036	13,687	14,877	15,945	14,121	14,742	13,316	13,773	14,239	16,162
再生利用量	69,320	64,709	62,003	61,963	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,724	69,137
(再生利用率%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.5)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)
直接資源化量	18,343	16,842	16,308	16,080	17,425	13,361	14,606	16,962	16,700	17,051	15,749
中間処理後資源化量	24,922	23,481	24,069	22,059	22,075	24,239	21,453	22,449	22,162	22,982	25,265
集団回収量	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123
最終処分量 (計)	64,065	65,337	64,065	60,139	61,094	61,082	55,867	49,950	51,976	52,792	50,543
(最終処分率%)	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接最終処分量	2,642	2,508	2,642	1,987	1,659	2,736	2,127	2,819	2,984	2,381	2,366
中間処理後最終処分量	7,328	7,598	7,328	7,271	6,374	7,096	4,727	4,215	4,321	4,919	4,691
焼却後最終処分量	54,095	55,231	54,095	50,881	53,061	51,250	49,013	42,916	44,671	45,492	43,486

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

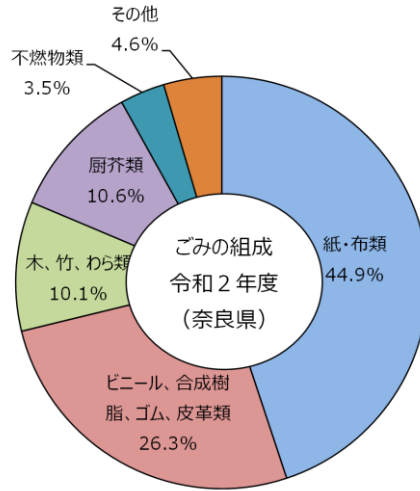
注1）総排出量＝中間処理量（焼却以外）＋直接焼却量＋直接資源化量＋集団回収量＋直接最終処分量

注2）再生利用率＝再生利用量÷総排出量

注3）最終処分率＝最終処分量÷総排出量

奈良県と全国の可燃ごみの組成

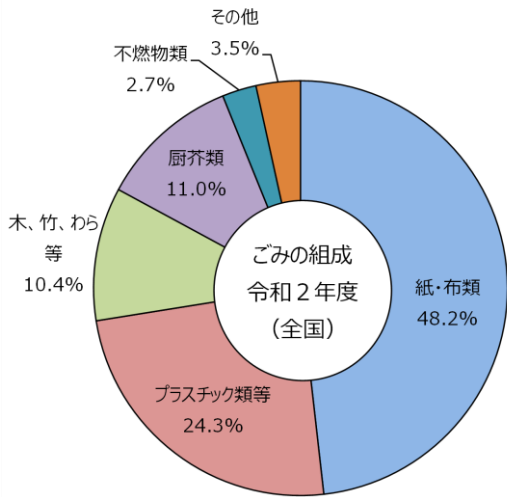
[奈良県]



(乾重量の組成割合)

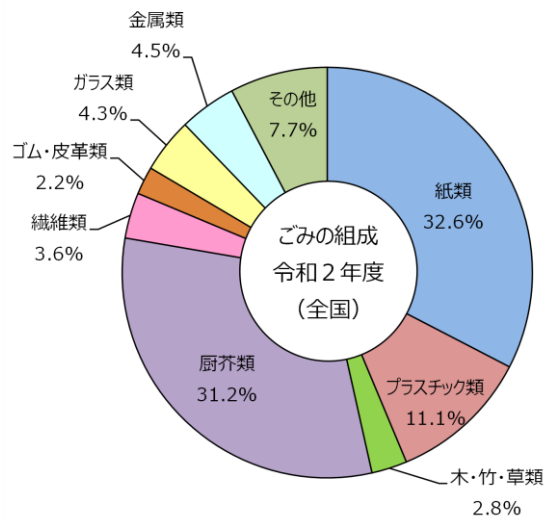
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

[全国]



(乾重量の組成割合)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）



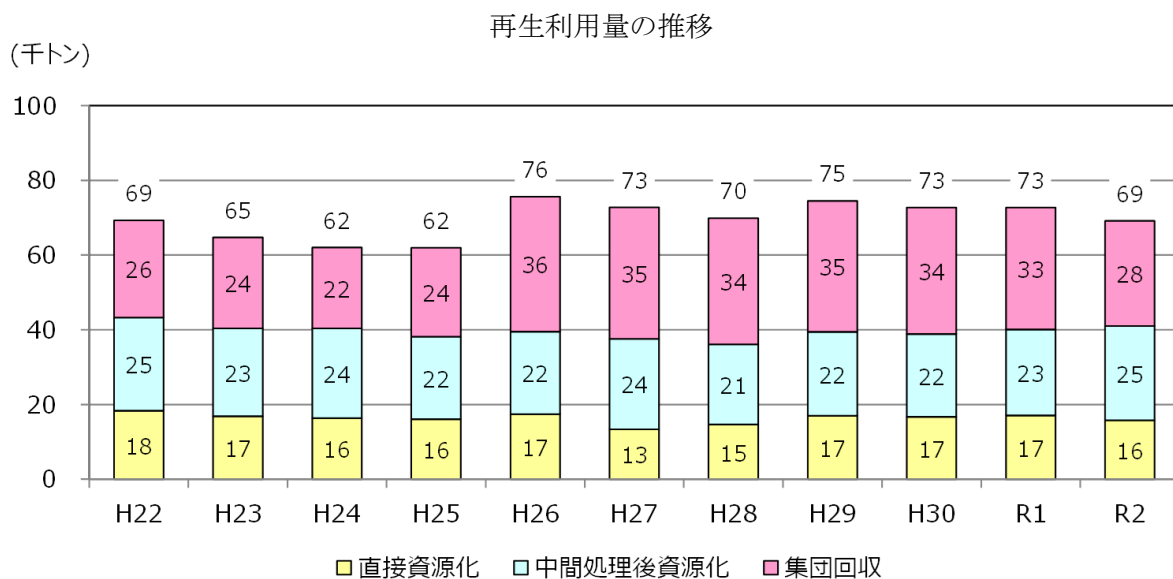
(湿重量の組成割合)

出典：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査

## ○再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量の推移は下図のとおりです。再生利用量は、平成25年度までは減少傾向でしたが、平成26年度に増加し、この数年は横ばいとなっています。なお、平成26、27年度は、一部推計値を含みます。

また、令和2年度における県内各市町村のごみの分別数の平均は9.3で、増加傾向にありますが、全国平均13.6と比べ少ない状況です。都道府県データでみると、ごみの分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向がうかがえます（次ページ図表のとおり）。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

## ごみの分別数の平均値の推移

県 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
奈良県 (再生利用率)	8.2 (14.4%)	8.3 (13.6%)	8.3 (13.2%)	8.6 (13.2%)	8.7 (15.7%)	8.8 (15.5%)	8.9 (15.3%)	9.0 (16.4%)	9.2 (16.3%)	9.2 (16.2%)	9.3 (15.8%)
全国 (再生利用率)	12.8 (20.8%)	12.9 (20.6%)	13.0 (20.5%)	13.2 (20.7%)	13.3 (20.6%)	13.4 (20.4%)	13.5 (20.3%)	13.6 (20.2%)	13.6 (19.9%)	13.6 (19.6%)	13.6 (20.0%)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

### 再生利用量の推移

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総排出量 (t/年)		481,895	475,295	470,054	470,501	482,709	470,717	456,273	455,203	446,736	448,835	433,912	
再生利用量	紙類	合計 (t/年)	37,227	33,466	30,697	32,879	44,945	44,226	42,080	42,711	41,359	40,104	36,805
		直接資源化	12,512	10,870	10,344	10,352	10,855	9,405	10,207	10,527	10,280	10,087	10,072
		中間処理後資源化	102	109	264	240	230	1,971	394	222	142	216	511
		集団回収	24,613	22,487	20,089	22,287	33,860	32,850	31,479	31,962	30,937	29,801	26,222
	金属類	合計 (t/年)	10,382	10,317	10,170	9,545	9,473	8,126	7,270	7,422	7,400	8,093	8,743
		直接資源化	1,945	1,977	1,816	1,307	1,780	767	1,051	1,032	942	1,168	1,092
		中間処理後資源化	8,244	7,886	8,123	7,982	7,316	6,976	5,798	5,610	5,712	6,238	7,317
		集団回収	193	454	231	256	377	383	421	780	746	687	334
	ガラス類	合計 (t/年)	7,485	7,144	6,938	6,991	7,497	6,837	6,685	7,319	6,579	6,723	6,508
		直接資源化	1,915	1,805	1,725	1,753	1,688	872	772	1,622	1,539	1,724	1,677
		中間処理後資源化	5,543	5,314	5,188	5,216	5,786	5,944	5,899	5,270	4,835	4,797	4,830
		集団回収	27	25	25	22	23	21	14	427	205	202	1
ペットボトル	合計 (t/年)	1,891	1,783	1,765	1,976	1,946	1,683	1,898	1,785	1,895	1,937	2,094	
	直接資源化	763	674	639	793	715	527	617	616	673	722	702	
	中間処理後資源化	1,124	1,107	1,125	1,176	1,219	1,156	1,281	1,162	1,215	1,215	1,392	
	集団回収	4	2	1	7	12	0	0	7	7	0	0	
プラスチック類	合計 (t/年)	4,472	4,566	4,623	2,190	2,138	2,881	2,553	6,281	6,268	6,259	6,674	
	直接資源化	474	705	982	998	908	383	540	1,660	1,628	1,691	1,370	
	中間処理後資源化	3,998	3,861	3,641	1,192	1,230	2,177	1,970	4,527	4,588	4,525	5,304	
	集団回収	0	0	0	0	0	321	43	94	52	43	0	
その他	合計 (t/年)	7,863	7,433	7,810	8,382	9,635	9,013	9,405	8,997	9,224	9,608	8,313	
	直接資源化	734	811	802	877	1,479	1,407	1,419	1,505	1,638	1,659	836	
	中間処理後資源化	5,911	5,204	5,728	6,253	6,294	6,015	6,111	5,658	5,670	5,991	5,911	
	集団回収	1,218	1,418	1,280	1,252	1,862	1,591	1,875	1,834	1,916	1,958	1,566	
合計	合計 (t/年)	69,320	64,709	62,003	61,963	75,634	72,766	69,891	74,515	72,725	72,724	69,137	
	再生利用率 (%)	(14.4)	(13.6)	(13.2)	(13.2)	(15.7)	(15.5)	(15.3)	(16.4)	(16.3)	(16.2)	(15.8)	
	直接資源化	18,343	16,842	16,308	16,080	17,425	13,361	14,606	16,962	16,700	17,051	15,749	
	中間処理後資源化	24,922	23,481	24,069	22,059	22,075	24,239	21,453	22,449	22,162	22,982	25,265	
	集団回収	26,055	24,386	21,626	23,824	36,134	35,166	33,832	35,104	33,863	32,691	28,123	

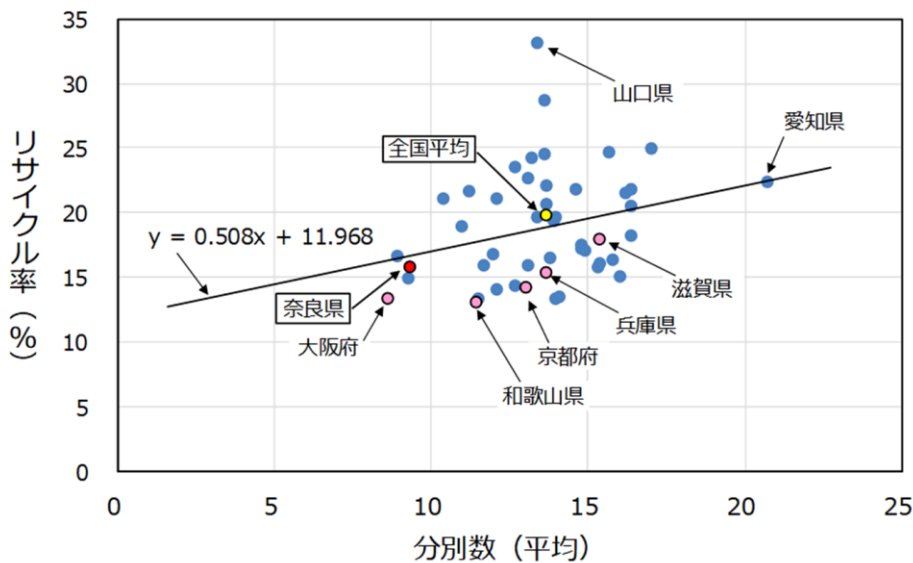
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注1）集団回収量:市町村が把握した集団回収量

注2）再生利用率=再生利用量÷総排出量

注3）プラスチック類には、白色トレイ、容器包装プラスチック、その他プラスチックを含む。

### 全国都道府県別のごみの分別数と再生利用率



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成

民間資源（古紙）回収業者アンケート結果

(単位：トン/年)

行政関与資源化		市中回収	拠点回収	事業所から		その他	総合計	行政関与 除く合計
集団回収	行政回収			収集分	持込分			
1,064	323	10	491	7,135	755	10	9,788	8,401

注1) 奈良県資源回収事業協同組合の会員を対象に、令和4年12月に実施したアンケート結果を集計した。

注2) 市中回収とは、民間資源回収業者が市中を巡回し、軒先の資源ごみを回収する方式を指す。

注3) 拠点回収とは、自治体設置以外のホームセンターやロードサイドに設置した拠点での回収を指す。

古紙の民間資源回収量を含めた拡大再生利用率（令和2年度推計）

(単位：トン/年)

ごみ処理量	行政関与資源化量			合計	再生利用率
	直接 資源化量	中間処理後 再生利用量	集団回収量		
408,321	15,749	25,265	28,123	69,137	15.8%

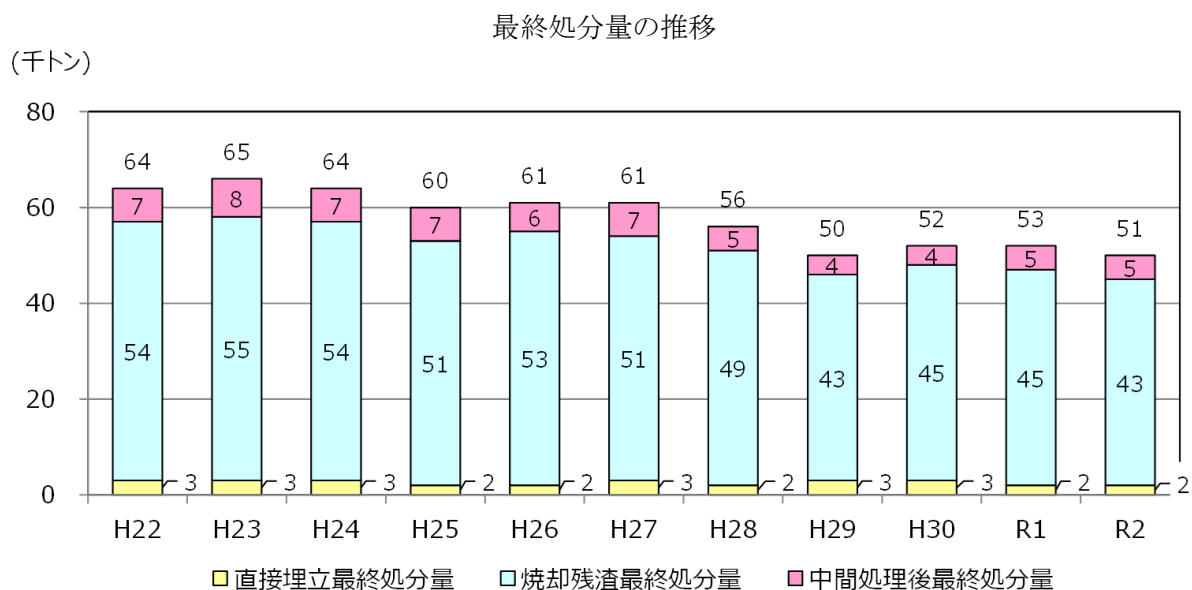
行政関与 資源化量	民間事業者 資源回収量	拡大 資源化量	拡大 再生利用率
69,137	8,401	77,538	17.6%

注1) 再生利用率＝行政関与資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

注2) 拡大再生利用率＝（行政関与資源化量＋民間事業者資源回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量＋民間事業者資源回収量）×100

## ○最終処分の状況

最終処分量の推移は下図のとおりです。令和2年度のごみの最終処分量は51千トンで、この10年間で約20%減少しています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

## 最終処分量の推移

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量 (千トン)	482	475	470	471	483	471	456	455	447	449	434
最終処分量計 (千トン)	64	65	64	60	61	61	56	50	52	53	51
(最終処分率：%)	(13.3)	(13.7)	(13.6)	(12.8)	(12.7)	(13.0)	(12.2)	(11.0)	(11.6)	(11.8)	(11.6)
直接埋立最終処分量	3	3	3	2	2	3	2	3	3	2	2
中間処理後最終処分量	7	8	7	7	6	7	5	4	4	5	5
焼却残渣最終処分量	54	55	54	51	53	51	49	43	45	45	43

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注) 最終処分率＝最終処分量÷総排出量



### ③ごみ処理施設の状況

ごみ処理施設は、焼却施設が 18 施設、燃料化施設が 1 施設あり、これらの一般廃棄物焼却等施設は、稼働後 21 年以上経過した施設が 13 施設と、全体の約 72%を占めています。また、粗大ごみ処理施設及び資源化等を行う施設が 28 施設となっています。

最終処分場は 7 施設あり、残余容量は 632 千 $m^3$  となっています（埋立終了の 3 施設を除く）。

市町村の焼却施設の設置状況（令和 2 年度末）

運転方式	施設数				合計	処理能力 (t/日)
	施設規模					
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
全連続運転	0	0	0	9	9	1,925
准連続運転	0	2	1	0	3	130
バッチ運転	1	5	0	0	6	127
合計	1	7	1	9	18	2,182

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注 1) 全連続運転：1 日 24 時間連続稼働可能で、供給・移動・攪拌・排出が連続的に運転管理可能。排ガス等調整しやすい。

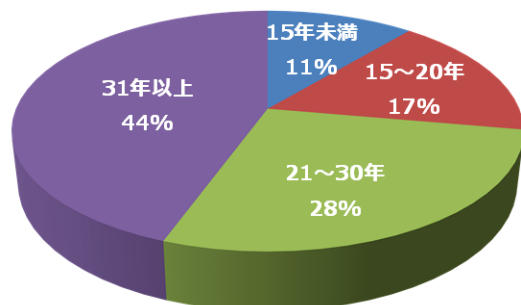
注 2) 准連続運転：1 日 24 時間の連続運転体制がとりにくい場合、16 時間運転可能。間欠運転に必要な施設を保有。

注 3) バッチ運転：1 日 8 時間稼働。火格子の一部又は全部が可動し、供給・移動・攪拌・排出が機械化されている。

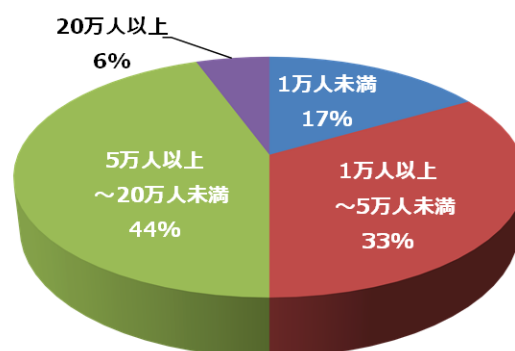
注 4) 休止施設は除く。

焼却処理施設の稼働年数・人口規模別の施設数割合（令和 2 年度末）

稼働年数別の施設数割合



人口規模別の施設数割合



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

市町村の再生利用施設等の設置状況（令和2年度末）

施設種類	施設数				合計	処理能力 (t/日)
	施設規模					
	～10t/日 未満	10～50t/日 未満	50～100t/日 未満	100t/日～		
ごみ燃料化施設		1			1	35
粗大ごみ処理施設	4	6	1	1	12	323
資源化施設	14	2			16	85
合計	18	9	1	1	29	443

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

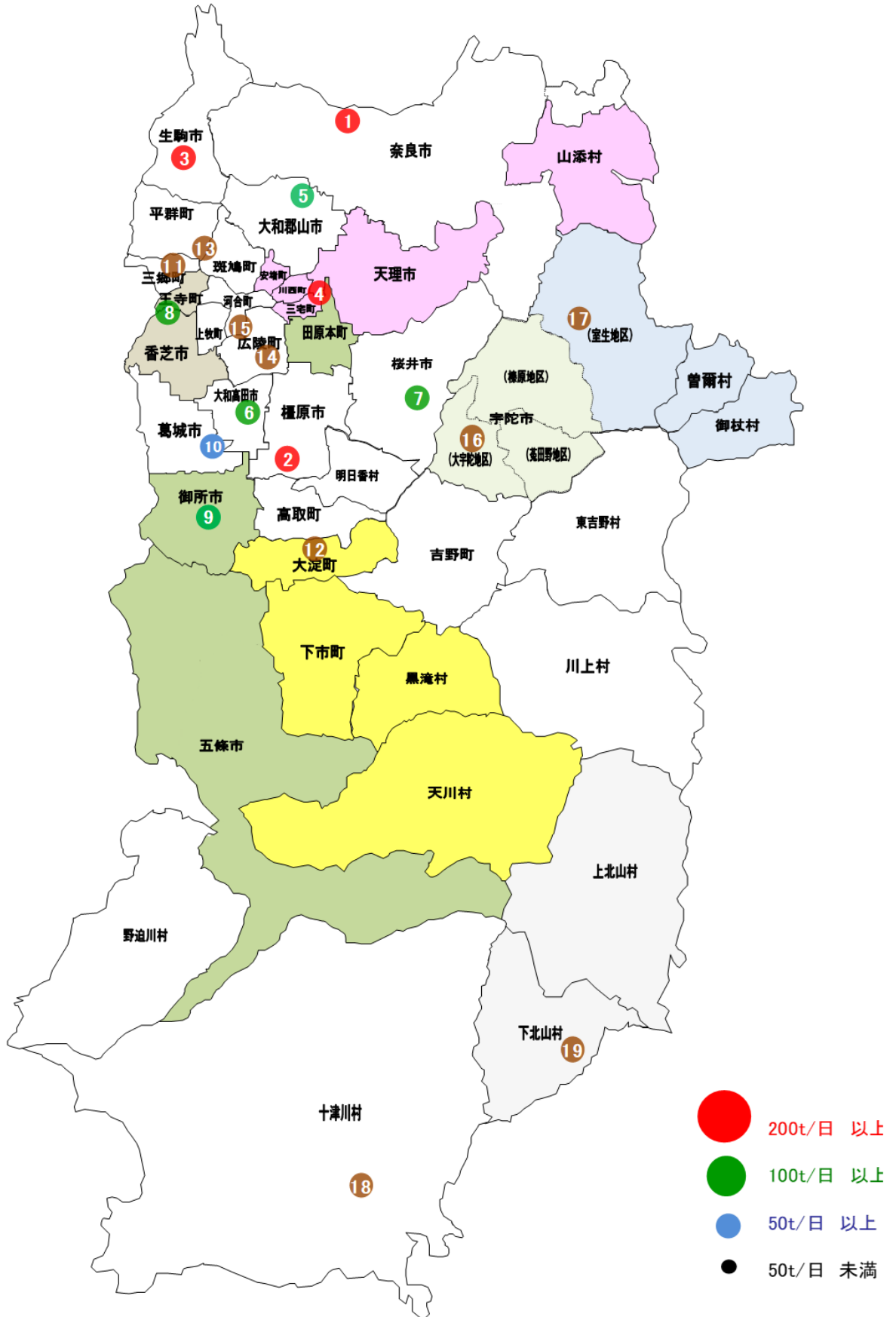
最終処分場の設置状況（令和2年度末）

設置主体	施設数	埋立容量(m <sup>3</sup> )	残余容量(m <sup>3</sup> )
市町村	10	2,104,013	632,112
民間業者	1	180,000	33,168
合計	11	2,284,013	665,280

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）市町村の施設数、埋立容量は埋立終了の3施設を含む。

一般廃棄物焼却等施設（市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

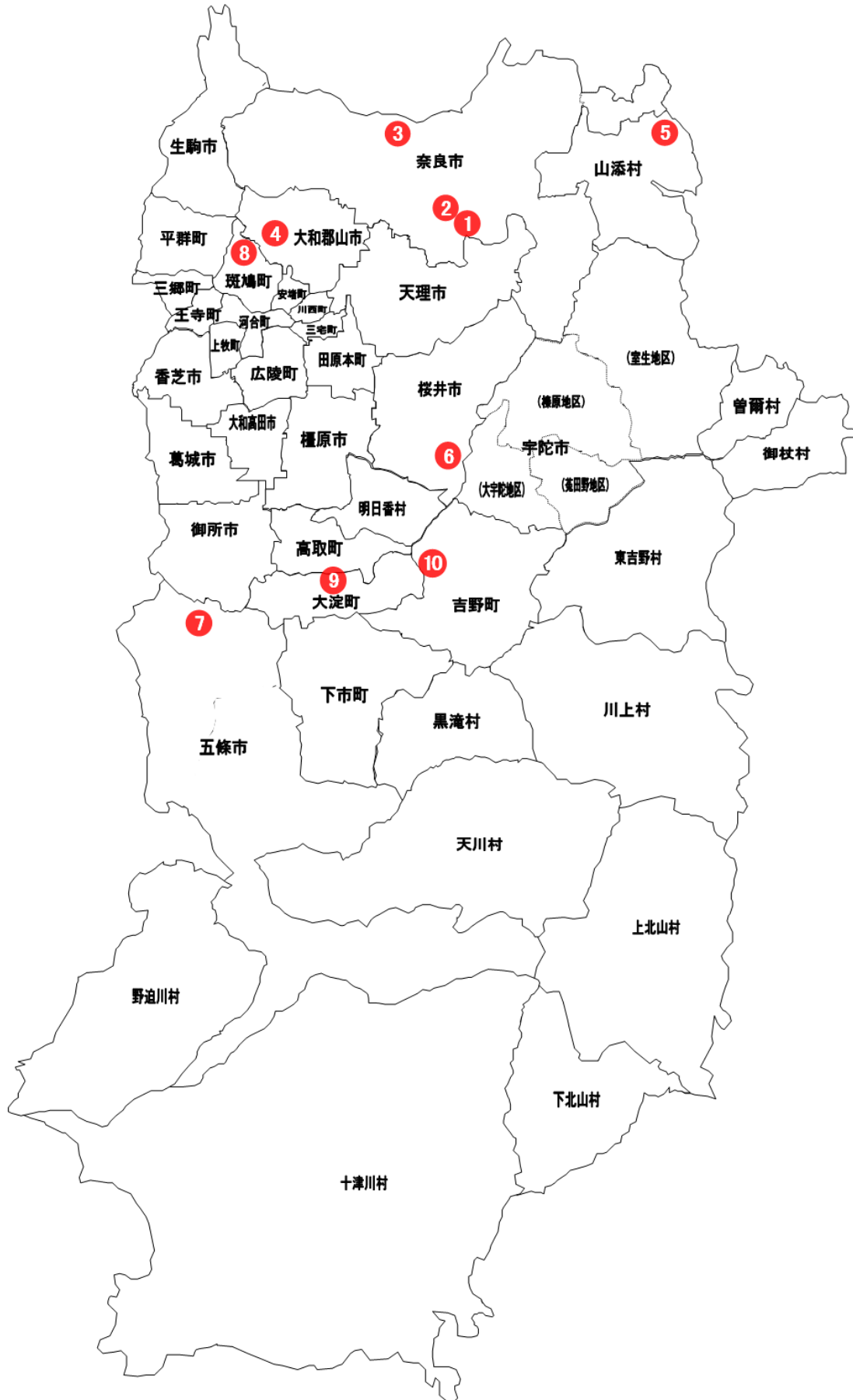
一般廃棄物焼却施設等の概要（処理能力順）

施設名	設置主体	設置年	経過年数	処理能力(トン/日)	ごみ処理(焼却) 広域処理等
1 奈良市環境清美工場	奈良市	S57 S60	40 37	120 360	
2 グリーンセンターかひはら	橿原市	H15	19	255	高取町、明日香村、吉野町、川上村、東吉野村
3 生駒市清掃センター	生駒市	H3	31	220	
4 天理市環境グリーンセンター	天理市	S57	40	220	山添村、安堵町、川西町、三宅町
5 大和郡山市グリーンセンター	大和郡山市	S60	37	180	
6 大和高田市グリーンセンター	大和高田市	S61	36	150	
7 桜井市グリーンパーク	桜井市	H14	20	150	
8 美濃園	香芝・王寺 環境施設組合	S57	40	150	香芝市、王寺町
9 やまとグリーンパーク	やまと広域 環境衛生事務組合	H29	5	120	御所市、五條市、田原本町
10 葛城市グリーンセンター	葛城市	H29	5	50	
11 三郷町清掃センター	三郷町	H2	32	40	
12 南和広域美化センター	南和広域衛生組合	H6	28	40	大淀町、下市町、黒滝村、天川村
13 平群町清掃センター	平群町	H4	30	35	
14 広陵町グリーンセンター	広陵町	H19	15	35	ごみ燃料化施設
15 河合町清掃工場	河合町	S52	45	30	
16 宇陀グリーンセンター	宇陀市	H9	25	27	
17 東宇陀グリーンセンター	東宇陀環境衛生組合	H8	26	20	宇陀市(室生区)、曾爾村、御杖村
18 十津川村衛生センター	十津川村	H4	30	10	野迫川村
19 上下北山グリーンセンター	上下北山 衛生一部事務組合	H15	19	5	上北山村、下北山村
合 計		-	-	2,217	休止中、廃止を除く19施設

注1) 経過年数は令和4年現在

注2) 休止施設は除く。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）



注) ○数字は次頁一覧表の番号と対応している。

最終処分場（埋立、市町村・一部事務組合）

自治体 （*：埋立終了施設）		埋立開始 年度	経過 年数	埋立容積(m <sup>3</sup> )	残余容量(m <sup>3</sup> )
1	奈良市（南部・第一工区）*	S56	41	305,000	0
2	奈良市（南部・第二工区）	S57	40	869,610	510,695
3	奈良市（緊急）*	H12	22	264,403	0
4	大和郡山市	S59	38	180,000	33,168
5	山辺広域（天理市）	H8	26	94,500	2,973
6	桜井市	H18	16	30,000	22,379
7	五條市*	H6	28	133,800	0
8	斑鳩町	S59	38	39,000	26,900
9	大淀町	S56	41	87,700	21,181
10	吉野広域行政組合	S58	39	100,000	14,816
	合計	-	-	2,104,013	632,112

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

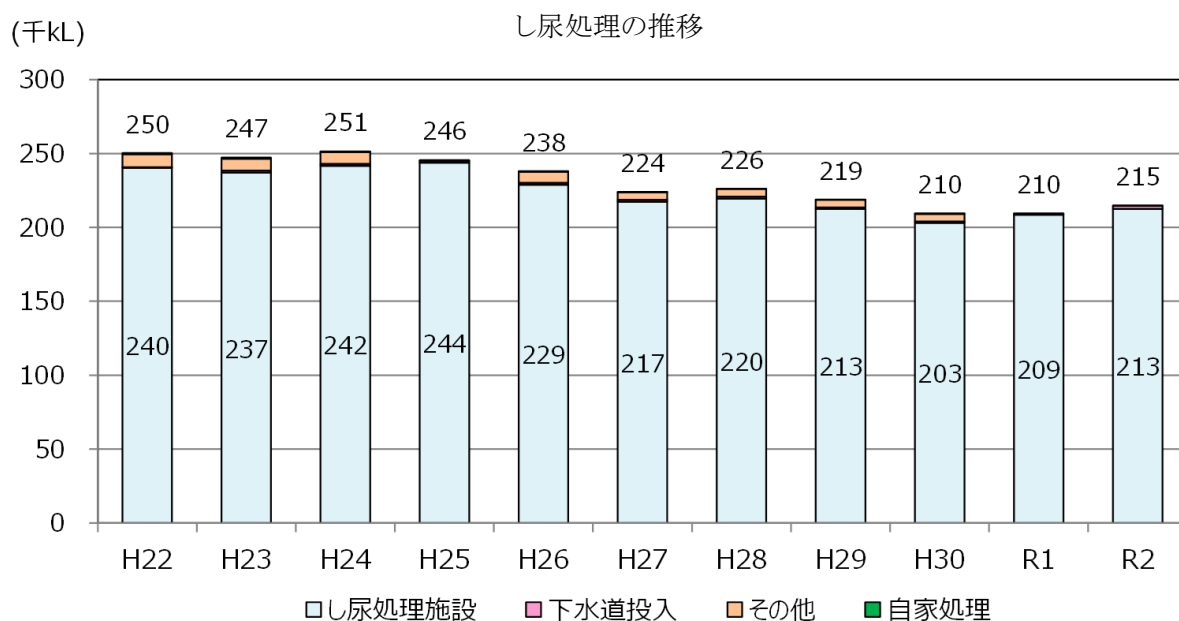
注）経過年数は令和4年現在、残余容量は令和2年度末現在

## (2) し尿の処理

令和2年度のし尿等の排出量は215千キロリットルで、この10年間で約14%減少しています。

し尿の処理形態別人口は、下水道整備の促進や合併浄化槽の普及により、単独浄化槽人口及びし尿計画収集人口が減少傾向にあります。

令和2年度末における県内市町村のし尿処理施設は15施設となっています。

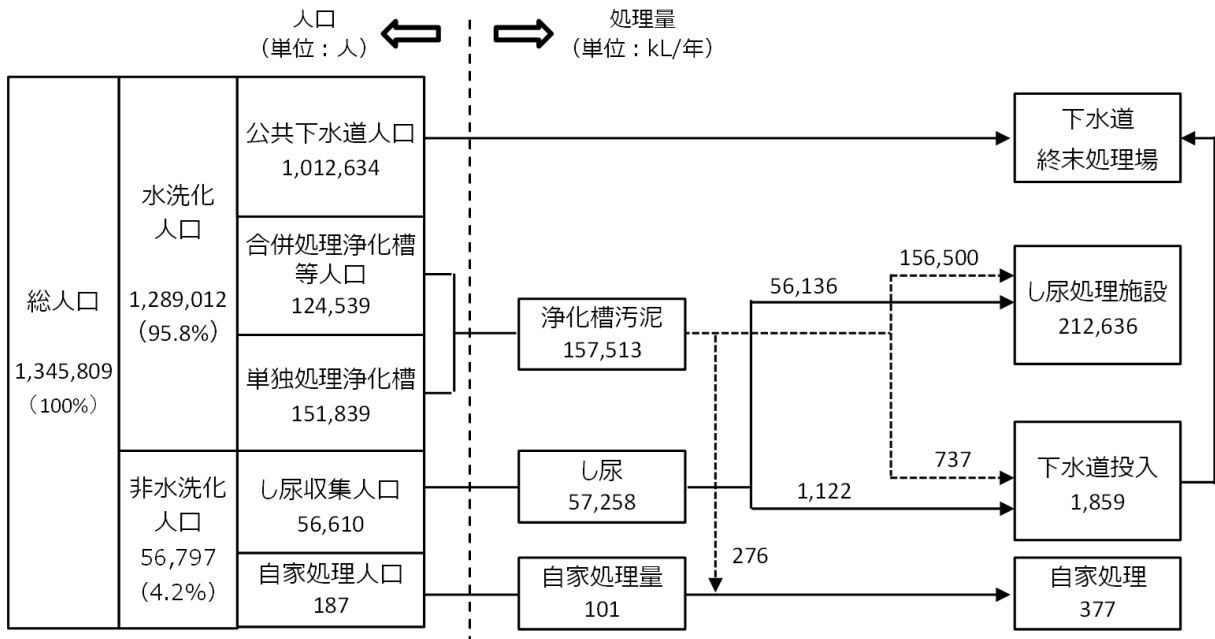


(単位：kL/年)

処理区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
計画 処理量	汲み取りし尿	81,467	77,214	74,852	71,938	68,052	65,642	63,592	59,710	57,446	55,158	57,258
	浄化槽汚泥	167,988	169,188	176,215	173,259	169,526	158,069	162,353	159,011	151,820	154,089	157,237
自家処理量	809	800	395	375	390	356	294	107	256	372	377	
合計	250,264	247,202	251,462	245,572	237,968	224,067	226,239	218,828	209,522	209,619	214,872	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

し尿処理の状況（令和2年度）



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注1）コミュニティ・プラント人口は合併処理浄化槽等人口に含む。

注2）四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

処理形態別人口の推移

(単位：人)

処理形態 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総人口	1,417,151	1,411,454	1,409,575	1,404,418	1,396,355	1,388,771	1,381,251	1,372,314	1,363,288	1,354,624	1,345,809	
水洗化	公共水道	937,027	950,550	962,510	975,065	982,307	997,287	1,007,935	1,002,692	1,007,256	1,010,457	1,012,634
	コミュニティ・プラント	6,715	4,880	4,911	4,355	4,096	8,375	7,146	9,633	4,497	4,461	4,469
	合併浄化槽	120,917	132,080	152,772	143,899	146,169	138,216	134,428	135,483	137,826	133,238	120,070
非水洗化	単独浄化槽	253,112	232,880	202,240	195,919	185,141	175,648	168,301	157,749	149,637	146,375	151,839
	し尿計画収集	98,937	90,643	86,827	84,918	78,379	69,075	63,280	66,621	63,905	59,931	56,610
	自家処理	443	421	315	282	263	170	161	136	167	162	187
水洗化率 (%)	93.0	93.5	93.8	93.9	94.4	95.0	95.4	95.1	95.3	95.6	95.8	
下段：(全国値)	(92.1)	(92.6)	(93.0)	(93.5)	(93.9)	(94.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）「公共水道」は接続人口を示す。



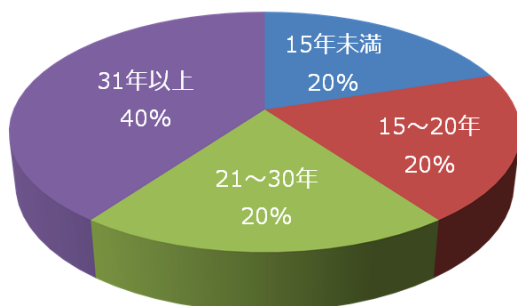
し尿処理施設の設置状況（令和2年度末）

種類	施設数	処理能力
し尿処理施設	15	909 kl/ 日

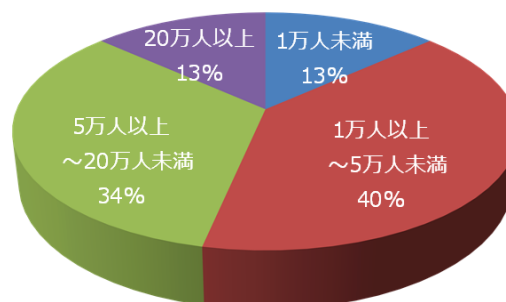
出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

し尿処理施設の稼働年数別・人口規模別の施設数割合（令和2年度）

稼働年数(令和2年度末)



人口規模別の施設数割合



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

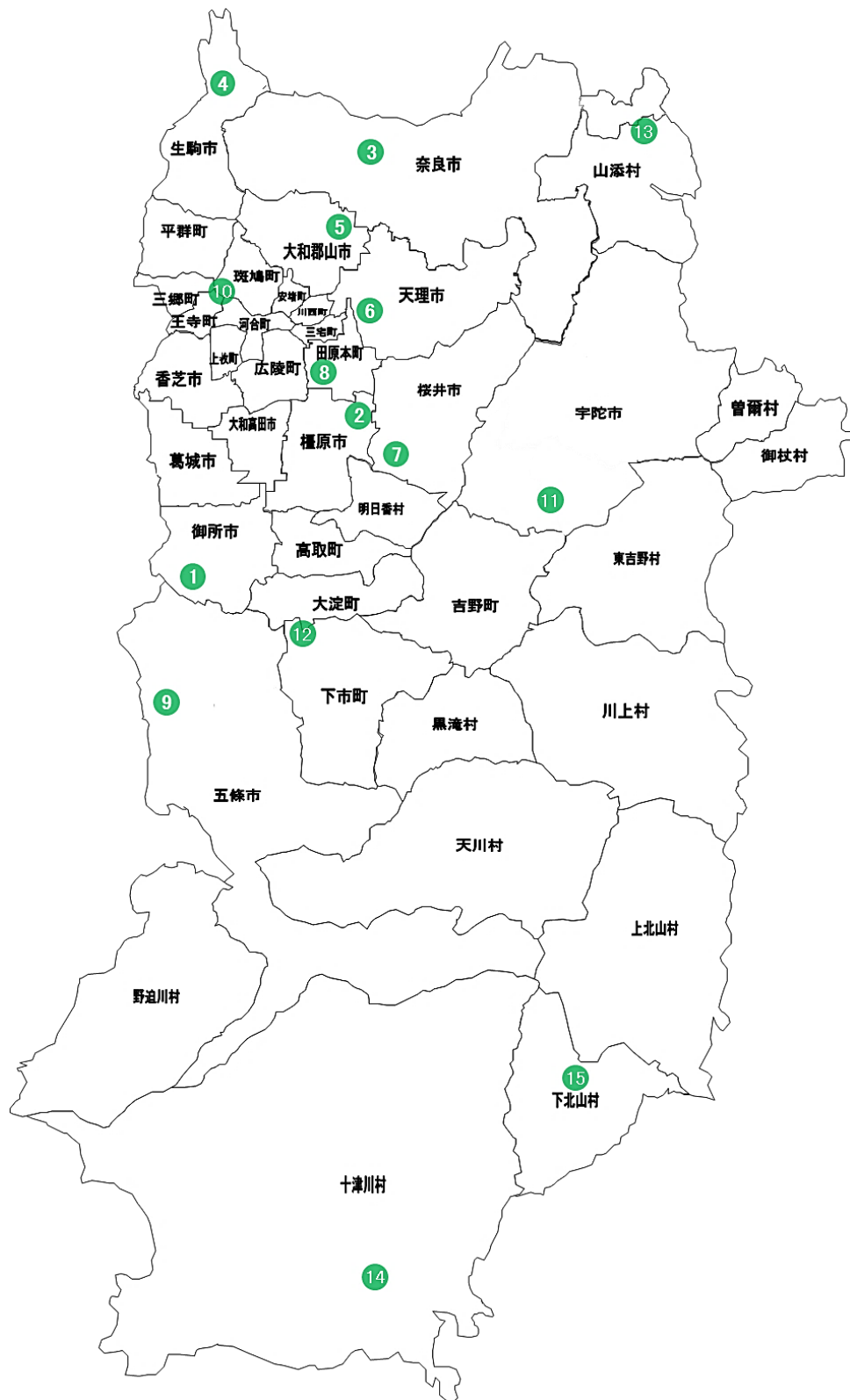
し尿処理施設（能力順）

自治体	設置年	経過年数	能力 (kl/日)	広域処理
1 葛城地区清掃事務組合	H15	19	240	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、黒滝村、川上村
2 橿原市	H19	15	96	高取町、明日香村
3 奈良市	H15	19	90	
4 生駒市	H13	21	80	平群町
5 大和郡山市	H5	29	66	
6 天理市	H4	30	57	川西町、三宅町
7 桜井市	H3	31	51	
8 田原本町	S58	39	50	
9 五條市	H27	7	48	吉野町
10 斑鳩町	S52	45	40	
11 宇陀衛生一部事務組合	S63	34	35	宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村
12 下市町	S56	41	27	大淀町
13 山辺環境衛生組合	S63	34	20	山添村、奈良市（都祁、月ヶ瀬地区）
14 十津川村	H22	12	6	
15 上下北山衛生一部事務組合	S46	51	3	上北山村、下北山村
合計	-	-	909	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

注）経過年数は令和4年現在

# し尿処理施設



注) ○数字は前頁一覧表の番号と対応している。